

生駒市学びの多様化学校開設に伴う物品購入等に係る仕様書

1. 件名

生駒市学びの多様化学校開設に伴う物品購入等

2. 業務目的

本市が設置を予定している「学びの多様化学校」においては、不登校状態又は不登校傾向にある児童生徒が、「ここで学びたい」「ここにいたい」と感じられる安心できる居場所づくりが重要である。そのためには、学習に集中できる空間に加え、リラックスして過ごせる空間や、遊び・音楽・運動等を通じて他者と関わることができる空間など、児童生徒一人ひとりの心身の状態に応じて、過ごし方や学び方を選択できる環境整備が求められる。

また、従来「学校」と呼ばれる空間は、「教員が教える」ことを前提とし、最適化されてきた。依然として多くの学校がその前提のもと運営されている現状がある。本市が目指す学びの多様化学校は、この前提を根本から転換し、教員が「教える」ための空間ではなく、児童生徒自らが「学び」、互いに「学び合う」ことに最適化された空間を実現する。そのため本業務における什器等の選定は、この前提の転換を空間として具現化するものである。

さらに、従来の学校においては、教員をはじめとする大人があらかじめ環境を整え、児童生徒は与えられた環境の中で学んできた。本市が目指すのはこれとも異なり、児童生徒自身が、自らにとって居心地のよい空間を考え、つくり、育てていく主体であるにとらえる。

したがって本業務では、児童生徒一人ひとりが安心して過ごし、自ら学び方や居場所を選択できる環境を創出するとともに、児童生徒主体の「学び」と「学び合い」を支える「学校らしくない学校」の実現に向け、各室に配置する什器等を選定することを目的とする。

3. 業務期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

4. 対象施設

- ・生駒市学びの多様化学校（現：デイサービスセンター幸楽）

場所：生駒市北新町 3-1

- ・利用者数：児童生徒 約30名

（内訳：小学生12名（6名×2クラス）、中学生18名（6名×3クラス））

教職員 約20名

5. 関連法令等

本業務は、本仕様書によるほか、「第6次生駒市総合計画第2期基本計画」や本市の関連計画、「不登校支援ビジョン」及び「第3次生駒市教育大綱」等に基づいて行うものと

し、本仕様書に定めなき事項については、受託者は生駒市と都度協議し、その指示を受けるものとする。

6. 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づき実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関連法令等を遵守すること。
- (3) 受託者は、本業務の実施に当たり、生駒市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、本業務の実施に当たり、最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的取組を提案すること。
- (5) 受託者は、本業務の進捗について、生駒市に対して定期的に報告すること。
- (6) 受託者は、本業務の全部を第三者に再委託しないこと。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ生駒市に承諾願を提出の上、了解を得ること。

本仕様書に定めのない事項や本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、速やかに生駒市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

7. 業務内容

本業務は以下に示す事業を実施するうえで必要となる業務をすべて含むものとする。実施にあたっては本仕様書を確認のうえ実施すること。

- ・生駒市学びの多様化学校の整備に係る什器等の納入。
- ・8月上旬に行われる保護者説明会において使用する、3Dパース図の作成。
3Dパース図は1階エントランス、2階学習スペース・相談室、3階コミュニティスペース及び学習スペースの計4枚とする。
- ・10月頃に生駒市内公共施設にて実施予定の学校体験会における、什器等の貸し出し。
貸し出しの什器等は2、3階学習スペース及び3階コミュニティスペースの中から発注者と協議の上、決定すること。

8. 調達する物品において求める事項

本業務は、生駒市学びの多様化学校において、教育大綱及び基本計画、生駒市不登校支援ビジョンに基づいた空間づくりを実現するための什器等の納入を選定するものである。児童生徒一人ひとりが過ごし方や学び方を選択できるような環境整備を重視し、全児童生徒が登校に対して前向きになれるような「学校らしくない学校」をつくることが求められる。

(1) 教育理念の具現化

上記関係法令等に示された教育理念や学びの多様化学校の設置目的等を反映すること。

(2) 什器等による空間デザインの提案

各空間に求める「整備する空間と提案における基本指針」に基づき、空間デザインの提案を行うこと。

なお、「整備する空間と提案における基本指針」は下記の表のとおりとし、全体として以下の点にも留意すること。

- ・提案内容については、イェナプラン教育のようなこどもの自主性や関心から始まる教育をもとに、児童生徒自らが「学び」、互いに「学び合う」ことに最適化された空間を実現すること。

- ・本施設には、学びの多様化学校のほか、「教育相談室」及び「ユースネットいこま」を併設する予定である。本業務の対象は学びの多様化学校及び教育相談室とし、ユースネットいこまは対象外とする。なお、「整備する空間と提案における基本指針」の空間名欄に「(教育相談室)」と記載のある空間については、教育相談室での利用を前提として提案すること。

- ・児童生徒が本施設において学ぶにあたり、座る、寄りかかる、横になるなど多様な姿勢を選択できる空間構成とすること。

- ・児童生徒の創造性・インスピレーションを生み出せる、芸術性や遊び心、発見や好奇心を喚起する要素を取り入れること。

- ・環境負荷の低減、地域資源の活用、長寿命化及び維持管理性に配慮した什器等を選定すること。特に、児童生徒が日常的に利用する什器等については、木材の質感や温かみを活かすとともに、耐久性、更新性、維持管理性及びライフサイクルコストを考慮した提案を行うこと。

- ・提案にあたっては、環境省が示すグリーン購入の考え方及び同省が例示する環境配慮型製品等 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/index.html>) を可能な限り採用することとし、認証等を受けた製品については認証内容を明記すること。あわせて、提案する什器等全体に占める認証取得製品の割合についても明示すること。

- ・空間のコンセプトやその期待される効果、機能説明（使い方の工夫、バリエーション）等を含んだ設置レイアウト図並びに3Dパース図等を作成すること。設置レイアウト図には児童生徒の学習に応じた什等の配置を示し、状況に応じて使用しない什等がある場合は、折り畳み等で収納できる什等を収納した状態で示すことも可能とする。

また、設置レイアウト図は利用状況に応じて複数提案することも可能とする。

【整備する空間と提案における基本指針】

フ ロ ア	空間名	期待される役割と求める必要空間要件
<p>1階：【コネクト&ラーニングフロア】</p> <p>・テーマ：心の安心と、人との温かい結びつき、そして学びへの接続を生む「学校の顔」</p> <p>この階への思い：学校へ入る際の心理的障壁を軽減し、児童生徒、保護者、地域住民その他利用者が安心感を持って利用できる「心の安全基地」となるよう計画すること。また、人及び地域とのつながりを生み出す交流の場として機能させるとともに、エントランスにおける対話、情報共有その他のコミュニケーションを通じて、利用者の自発的な学び及び探究活動の契機となる「知の入り口」としての役割を担う空間構成とすること。</p>		
1F	エントラ ンス	<p>【交流・学びの実現】</p> <p>児童生徒が自然に集い、交流できる空間にするとともに、電子黒板等を活用しつつ、保護者、地域住民等との交流を通じて学校の取組や情報を発信する学びの拠点として活用可能な空間とすること。そのためこのスペースはこどもから大人まで様々な人が使用することを見込んだ什器等を選ぶこと。</p> <p>【安心できる居場所づくり】</p> <p>植栽その他の環境演出を適切に配置した緑を基調とする什器等を活用し、児童生徒が心理的な安心感や落ち着きを得られる柔らかく親しみやすい空間構成とすること。利用者数は4. 対象施設の通りとし、エントランスとして必要なシューズボックスや傘立て等も配置すること。特に児童生徒用のシューズボックスについては出欠や居場所の確認ができるよう配慮すること。</p>
1F	職員室	<p>【柔軟な働き方】</p> <p>教職員約20名の利用を想定し、利用方法としては朝礼と終礼時に教職員全員が集まり、大型モニターを用いて会議を行うが、それ以外の児童生徒の活動中は職員室にいない時間が多いことが見込まれることから、フリーアドレス及び多様な働き方ができるような什器配置とすること。また、児童生徒の活動時間外は教職員間で対話が自然に生まれやすい空間構成とすること。</p> <p>教職員の事務作業は職員室外でも行うことを前提とし、席数は施設全体で確保することも可能とする。ただし朝礼等の全体会議は教職員全体で行えるようにすること。</p> <p>上記に加え、職員室としての機能を果たせるよう、個人ロッカー（20台）、教在庫（1台）、耐火金庫（EIKO:404G 1台）を含めること。</p>

1F	男女更衣室	教職員用の更衣室として、2室にそれぞれ10台分の職員用ロッカーを配置すること。
1F	倉庫	職員室やエントランス等で使用する物品を収納できるよう、スチール棚を1台は配置すること。
1F	給湯室	職員が使う給湯室として、食器や日用品を収納できる棚を配置すること。
1F	相談室	<p>【面談・プライバシー】</p> <p>相談機能を有する場として設置し、ミーティング、カウンセリング等に活用可能な空間とすること。また、単なる面談機能にとどまらず、利用者が落ち着いて対話及び相談を行うことができる空間とすること。</p>
1F	教育相談室 (教育相談室)	<p>【相談室】</p> <p>職員約4名が利用可能な執務スペースとして机や椅子、個人用ロッカー等を配置し、円滑に事務作業を行うことができる機能を備えること。</p> <p>また利用者が心理的負担を感じることなく入室や相談ができるよう4人用の個人ブースを配置するほか、相談者の個人情報保護の観点から鍵付きロッカー等も備えること。</p>
1F	面談室1・3 (教育相談室)	<p>【面談・プライバシー】</p> <p>相談機能を有する場として設置し、ミーティング、カウンセリング等に活用可能な空間とすること。また、単なる面談機能にとどまらず、利用者が落ち着いて対話及び相談を行うことができる空間とすること。</p> <p>特に面談室1については利用者の感覚統合的な観点から、折り畳み式のボールプールや子どもたちが自由に表現できる箱庭を配置すること。</p>
<p>2階：【探究&フレキシブルフロア】(主に中学生対象)</p> <p>テーマ： 自発的な探究心と、自分らしい学び方を見つける「成長のエンジン」</p> <p>この階への思い：主に中学生が使用するフロアとして、子どもが自由に自分に合った居場所を選択して学習できるような空間であるとともに、従来の一斉授業型スタイルを想起させないようなスペースを備えること。</p>		
2F	学習スペース	<p>【柔軟な学び】</p> <p>25名程度の利用者数を想定し、自然と対話が生まれ、居心地がよく、好奇心を刺激する空間とすること。大小さまざまな電子黒板やホワイトボードを活用しつつ、授業開始時に生徒が背もたれのないイス(重ねて収納できるもの)に座ってサークル対話や交流を行った後、自身の状況や特性に応じて大きな机を囲って集団で学習したり、床に座って学習したりと多様な環境を選択できるような什器を配置すること。また、この空間の中で一人になりたい児童生徒に配慮した什器も一部導入すること。</p> <p>空間の中に児童生徒の情緒安定及び感覚調整に資する機能を備えられるよう、クッションやソファ等を配置すること。</p>

2F	男女更衣室	児童生徒用の更衣室として、2室にそれぞれ鍵付きのロッカーを配置すること。3段×6行程度のロッカーは人数分以上の物を選定すること。
2F	特別教室スペース	<p>【実践と探究】</p> <p>技術家庭科、理科、美術、図画工作等の実技教科に加え、調理実習その他の体験的活動を実施するための探究活動拠点として計画すること。なお、児童生徒それぞれの興味・関心及び活動内容に応じ、多様な学習及び創作活動に柔軟に対応可能な空間構成とすること。</p> <p>また、12名程度の利用を想定した机椅子等の什器を配置するとともに、電子黒板等の物品や、作品、教材その他必要物品について、安全かつ適切に保管及び収納できる物品を納入すること。</p>
2F	物置 2	主に特別教室スペースで使用する物品を収納できるよう、棚や薬品保管庫等を配置すること。また、薬品使用に対応できる作業用机を配置すること。
2F	準備室	特別教室スペースや学習スペース等で使用する物品を収納できるよう、棚を2台設置すること。
2F	保健室	<p>【心身の回復・処置】</p> <p>児童生徒の心身の回復や医療的配慮、必要な処置等に対応できるよう、ベッドや薬品保管庫等を備えること。また、通常の保健室機能に加え、安心して休養できる空間性を重視した安心感を与えられるような什器等を計画し、児童生徒と教職員等が落ち着いて対話及び相談を行えるよう机や椅子も配置すること。</p>
2F	和室	<p>【落ち着ける空間】</p> <p>スヌーズレン及びクールダウンを目的とし、児童生徒の情緒安定及び感覚調整に資する機能を備えられるよう柔らかいクッションやリラックスできる物品を配置すること。また、児童生徒が学びの場所としてこの部屋を選択できるよう、卓袱台のような高さの低い机も配置すること。</p>
2F	面談室	<p>【面談・カウンセリング・ミーティング】</p> <p>相談機能を有する場として設置し、ミーティング、カウンセリング等に活用可能な空間とすること。また単なる面談機能にとどまらず、利用者が落ち着いて対話及び相談を行うことができる空間とすること。</p>
<p>3階：【プレイ&コミュニティフロア】（主に小学生対象）</p> <p>テーマ： エネルギーの「解放」と、個性を尊重した「集団の調和」</p> <p>この階への思い： 本学校における対話及び探究的な学びを象徴する場として、コミュニティスペースを効果的に活用し、交流や対話が自然に生まれる空間計画とすること。また、児童生徒が身体を動かす活動、音楽に親しむ活動その他多様な学習及び体験活動に柔軟に対応できる空間構成とすること。なお、本フロアにおいては小学生の利用を想定し、什器等の高さに注意すること。</p>		

3F	コミュニティスペース (図書ブース)	<p>【対話・探究】</p> <p>本学校における対話及び探究的な学びを象徴する空間として位置付け、施設内の全児童生徒及び教職員等が集い、対話や探究を行う可能性のあるスペースとして、本棚を活用しつつ、多様な提案を行うこと。</p> <p>また、2階学習スペースと同様居心地の良さ及び好奇心を喚起する環境形成に配慮し、従来の学校施設の印象にとらわれない空間とすること。</p> <p>なお、音楽スペース前及び相談室前のスペースについても、交流、滞在その他の活動に資する空間として有効活用を図り、児童生徒が自分の好きな場所や使い方を選べるような空間構成とすること。</p>
3F	学習スペース	<p>【柔軟な学び】</p> <p>コミュニティスペースに続くスペースとして、多様な選択肢の中から自由に子どもが居場所を選択できる空間とすること。</p> <p>15名程度の利用者数を想定し、自然と対話が生まれ、居心地がよく、好奇心を刺激する空間とすること。大小さまざまな電子黒板やホワイトボードを活用しつつ、授業開始時に生徒が背もたれのないイス（重ねて収納できるもの）に座ってサークル対話や交流を行った後、自身の状況や特性に応じて大きな机を囲って集団で学習したり、床に座って学習したりと多様な環境を選択できるような什器を配置すること。また、この空間の中で一人になりたい児童生徒に配慮した什器も一部導入すること。</p> <p>空間の中に児童生徒の情緒安定及び感覚調整に資する機能を備えられるよう、クッションやソファ等を配置すること。</p>
3F	プレイルーム	<p>【身体の開放】</p> <p>学習指導要領に基づく体育の授業を実施できる物品を可能な限り備えるとともに、授業目的外においても、児童生徒が自由に身体を動かし、安心して過ごすことができる空間として計画すること。</p> <p>また上記に加え、児童生徒の安心感及び情緒安定等に配慮し、感覚統合につながるようなボールプール（折り畳み式）等を配置すること。</p>
3F	相談室	<p>【面談・カウンセリング・ミーティング】</p> <p>相談機能を有する場として設置し、ミーティング、カウンセリング等に活用可能な空間とすること。また、単なる面談機能にとどまらず、利用者が落ち着いて対話及び相談を行うことができる空間とすること。利用者数は4名程度を想定すること。</p>
3F	倉庫	主に特別教室スペースで使用する物品を収納できるよう、棚を1台配置すること。

3F	音楽室	<p>【音の解放】</p> <p>7人程度の利用を想定し、学習指導要領に基づく音楽の授業を実施できるよう、持ち運び可能なピアノ（キーボードも可）やギター等を備えるとともに、授業目的外においても、児童生徒が自由に演奏、鑑賞その他の音楽的活動を行うことができる空間としてドラムセット等を配置すること。また、座って学習することもできるよう、電子黒板等も配置すること。</p>
----	-----	---

（４） 物品等の搬入、配置（設置）

- ・事前に施設の状況を確認・把握の上、遺漏が生じないように実施すること。
- ・利用者が在室していない時間帯に実施すること。実施日時については、市の担当者と連絡調整すること。
- ・敷地内へ車両を乗り入れする際は、利用者や近隣住民等の安全確認に十分注意すること。
- ・作業時には市の指示に基づき、安全に最大限配慮すること。
- ・配置後、すぐに使用可能な状態にすること。
- ・什器の搬入はデイサービス幸楽の改修工事完了後を予定しているため、工事の状況に応じて発注者と協議の上、搬入日等決定すること。

（５） 業務に係る注意事項

- ・実施日程・時間については、市と調整し、決定すること。
- ・利用者に傷害や構造物・什器等に損傷等を与えないよう十分留意し、必要に応じて適切な対策を行った上業務を実施すること。万一、傷害・損傷等を与えた場合は、受託者の負担と責任において対応すること。損傷等については、速やかに原状復帰すること。
- ・現地での業務にあたっては、腕章等を着用するなど、身分が明確となるよう実施すること。
- ・業務完了後、市職員の立会いのもと、確認検査を受けること。

9. 報告書等の提出

（１） 報告書等の提出

- ・生駒市が指定する「完了届」と併せて「業務報告書」を作成し、提出すること。
- ・業務報告書は、履行日、履行内容、履行期間中の変更点・変更時期・変更理由、その他必要事項を反映させたものとする。

（２） 成果物

以下の業務について、紙及び電子媒体に記帳（記録）して納品すること。

- ① 各空間の設置レイアウト図
- ② 各空間の3Dパース図 計4枚
- ③ 配置物品等一覧（各物品等の詳細（メーカー、規格、単価）、写真を記載したもの）
- ④ 取扱説明書、保証書

⑤ その他業務に関する成果物一式

(3) 納品場所

報告書等の納品場所は、生駒市教育委員会 教育総務課とする。

(4) 留意事項

- ・ 成果物の規格及び書式は生駒市と協議の上決定すること。
- ・ 印刷物で頁数が多いものは、着脱可能なファイル綴を使用し、必要に応じて適宜分冊の上、背表紙及びインデックスを使用して見やすく整理すること。
- ・ 提案に基づき 3D パース図を作成し、保護者説明会等で使用できるよう提出すること。
- ・ 契約締結後、10月頃に実施予定の学校体験会において納入予定の什器等の貸し出しを求める可能性がある。

10. 著作権

本業務の成果物の著作権及び所有権は、すべて生駒市に帰属するものとする。

11. その他留意事項

(1) 個人情報の取扱

この業務で取り扱う個人情報については、厳重に管理するとともに、この業務を実施するために必要な範囲内においてのみ使用し、この業務の目的外には使用してはならない。

(2) 疑義に関する協議

この仕様書において、明示がない事項又は疑義が生じた場合、その都度、双方協議の上、決定するものとする。